

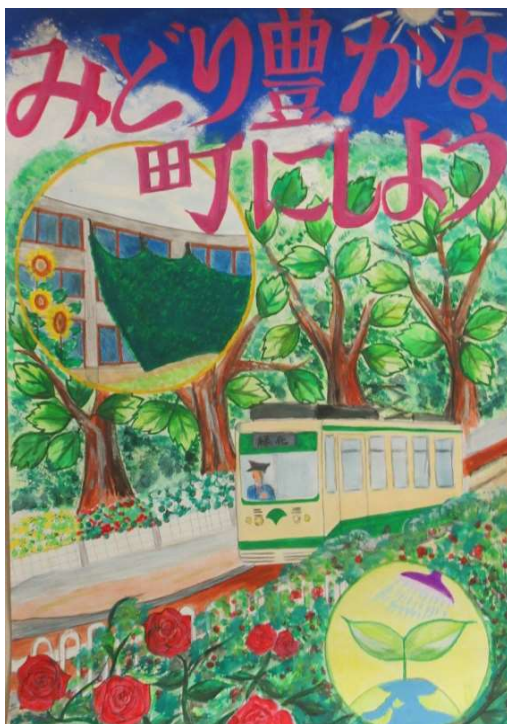
荒川区役所環境活動レポート

令和 4 年度版

対象期間:令和 4 年(2022 年)4 月 1 日～

令和 5 年(2023 年)3 月 31 日

令和 4 年度環境区民大賞 ポストカード部門中学生の部入賞作品



荒川区役所環境方針

荒川区は、下町人情にあふれた、温かく優しいまちです。

この、「ふるさと荒川区」を次の世代に誇りを持って引き継ぐためには、区民、事業者、行政がそれぞれの責任と役割を認識し、協働して、地域環境・地球環境を守る取組を進めることが大切です。

区は区民生活に最も身近な政府として、また、行政というサービスを営む事業所の一つとして、「地球規模で考え、足元から行動する」を環境活動の起点として次の事項に取組み、他の自治体や区内事業所の模範となる「環境先進都市あらかわ」を目指してまいります。

- 一、「区政は区民を幸せにするシステムである。」という区のドメインの下、区の組織一丸となって環境政策を計画的、継続的に推進します。
- 一、環境に関する全ての法令を遵守し、環境の保全に積極的に取り組めます。
- 一、区自らが事業者であることを自覚するとともに、区の活動が環境に与える影響を十分認識し、省エネルギー対策や資源の再利用・リサイクルなど、温室効果ガスの削減をはじめとする環境に配慮した活動を行います。
- 一、区の施設に、再生可能エネルギーや省エネルギー機器、屋上の緑化など、環境に配慮した設備などを導入し、率先して環境負荷の軽減に努めます。
- 一、具体的かつ実効性のある環境目標を定め、定期的に見直しを図るとともに、環境マネジメントシステムの活用を通じて、環境配慮率先行動の改善を継続的にを行います。
- 一、全職員が、環境方針及び実施成果を認識するとともに、主体的に環境配慮行動を実践します。
- 一、区の環境に対する取組や実施成果を、区民、事業者等一般に公表し、区民、事業者、行政が一体となった環境政策を推進します。

平成 19 年 7 月 19 日（第 1 回荒川区環境先進都市推進本部会議）

本部長（荒川区長） 西 川 太 一 郎

目次

1 はじめに

- 1-1 環境活動レポートの目的 1
- 1-2 環境活動レポートの位置付け 2
- 1-3 推進体制図 3
- 1-4 対象とする事務事業の範囲・施設 4

2 点検内容

- 2-1 環境負荷の確認（省エネ管理システム） 7
- 2-2 取組状況の把握・評価（あらかわEMS内部監査） 7

3 点検結果

- 3-1 荒川区役所エコアクティブプランに定めた環境評価指標 8
- 3-2 環境目標の達成状況 9
- 3-3 あらかわEMS内部監査の実施状況 11

4 項目別の分析・省エネの取組状況

- 4-1 温室効果ガス総排出量について 13
- 4-2 電気使用量について 15
- 4-3 都市ガス使用量について 16
- 4-4 水道使用量について 17
- 4-5 燃料使用量について 18
- 4-6 用紙類の購入量について 19
- 4-7 廃棄物・ごみの排出量、リサイクル率について 20

5 環境配慮の新たな取組

- 5-1 森林整備事業の実施 21
- 5-2 ZEH（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）住宅への助成の新設 21
- 5-3 高断熱窓への改修に対する助成の拡充 21

6 参考資料

- 6-1 環境活動の取組経緯 22
- 6-2 環境関連法規 23
- 6-3 国、東京都の計画と目標値 26



1 はじめに

1-1 環境活動レポートの目的

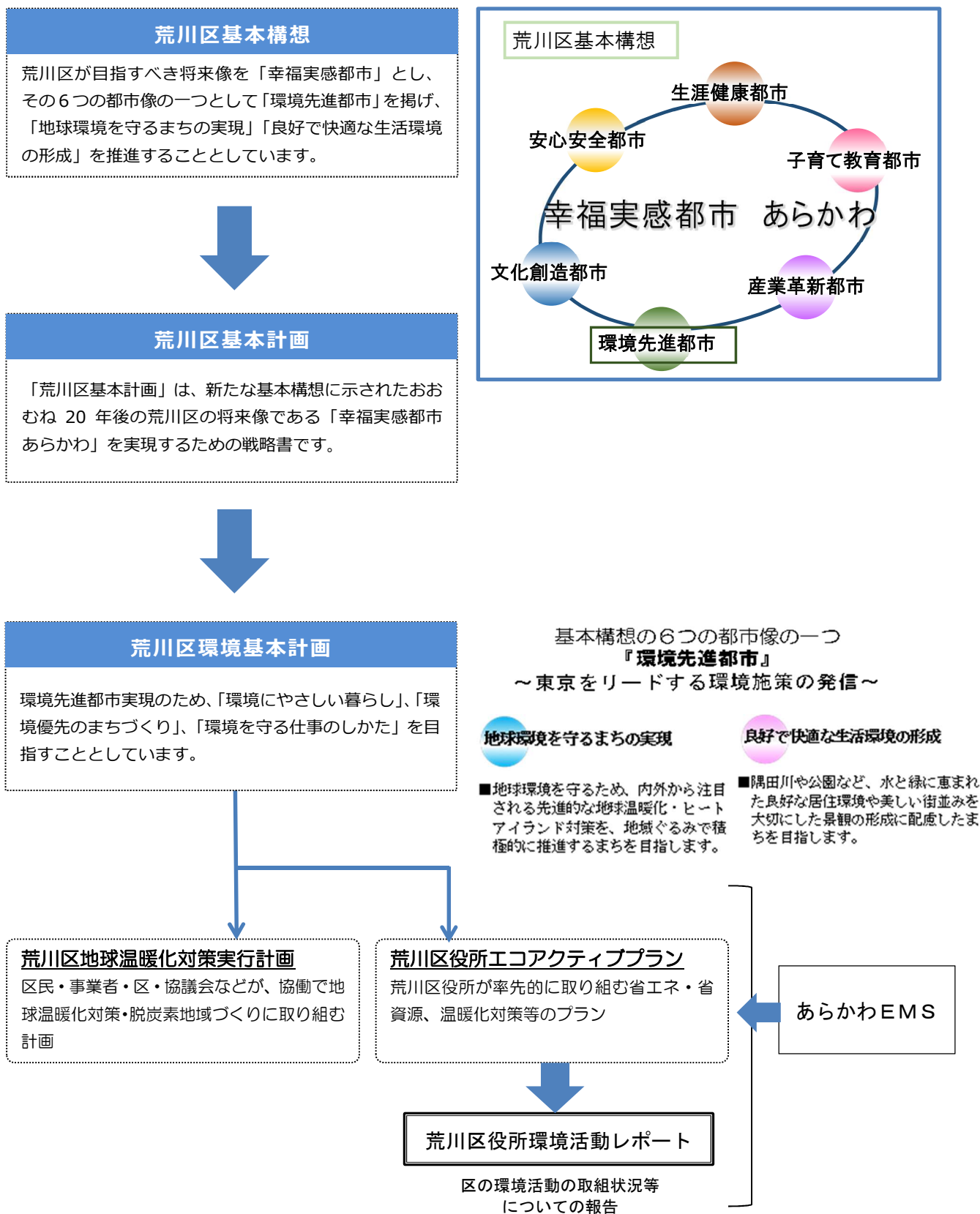
区は、平成19年3月に荒川区基本構想として「幸福実感都市あらかわ」を制定し、さまざまな施策を展開しています。荒川区基本構想で示した6つの都市像の一つである、「環境先進都市」の実現に向けて、平成30年に新たな「荒川区環境基本計画」を策定し、事業者の環境配慮を推進しながら、区が自ら率先して、環境負荷を軽減するための行動の実践を基本目標のひとつに挙げています。

そして、地球温暖化防止の推進や資源の有効活用等、環境負荷を軽減するための仕組みとして、区は独自に「荒川区環境マネジメントシステム（以下、「あらかわEMS」という。）」を制定し、「荒川区役所エコアクティブプラン」で定めた具体的な環境目標及び環境配慮の取組を、PDCAサイクルに沿って、環境経営の進行管理を行っています。

本レポートは、あらかわEMSが定める進行管理手順に従い、区の全事務事業における環境活動状況を、省エネ管理システムを用いたエネルギー使用量及び内部監査の実施等により点検し、評価することを目的として作成しています。

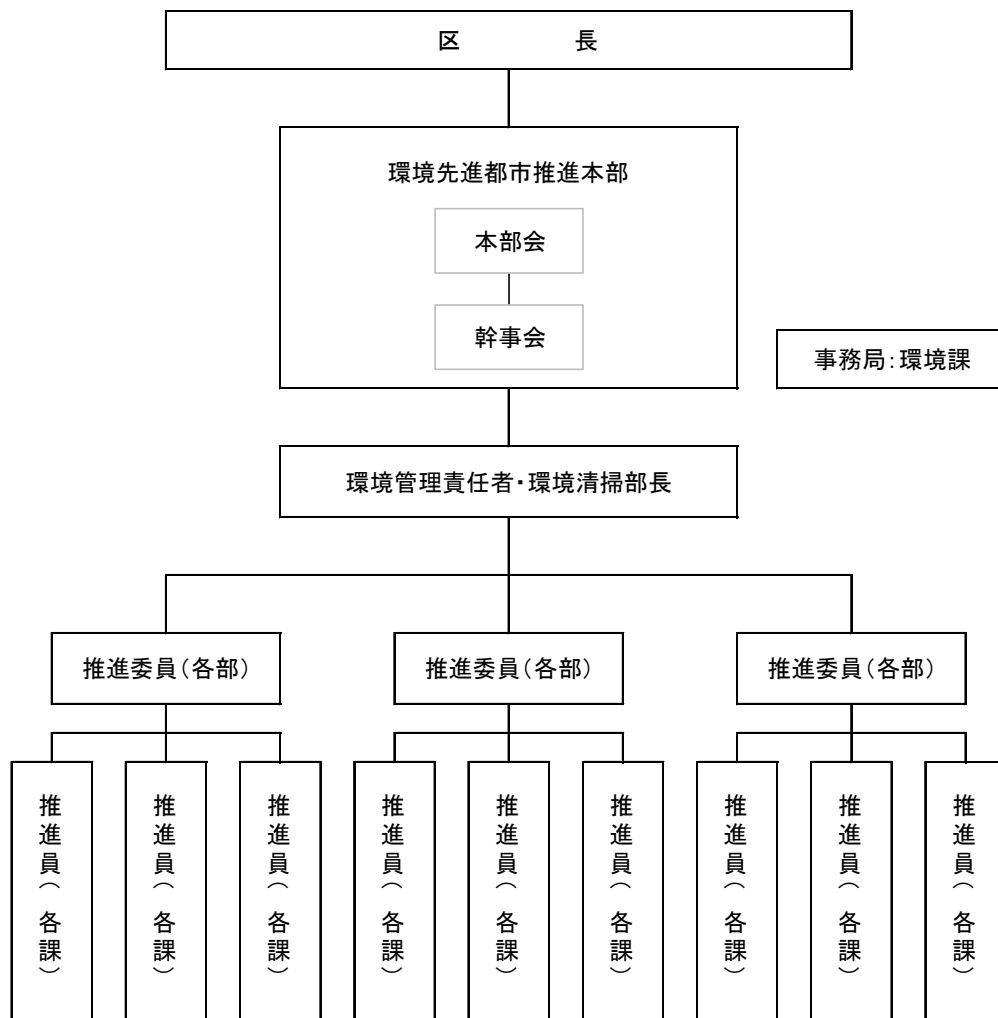
本レポートの結果をもとに、区の環境負荷軽減の取組を評価し、継続的な改善を図っていきます。

1-2 環境活動レポートの位置付け



1-3 推進体制図

環境先進都市推進本部の推進体制図は次のとおりです。



荒川区環境先進都市推進本部（令和4年度）

本部長 区長

副本部長 副区長、教育長

本部員 総務企画部長、区政広報部長、管理部長、区民生活部長、地域文化スポーツ部長、産業経済部長、環境清掃部長、福祉部長、健康部長（保健所長）、子ども家庭部長、防災都市づくり部長、会計管理部長、教育部長、選挙管理委員会事務局長、監査事務局長、区議会事務局長

幹事会 幹事長：環境清掃部長

副幹事長：環境課長

幹事 事：各部庶務主管課長、清掃リサイクル推進課長、清掃事務担当課長

各メンバーの役割

本部員 : 区の先進的な環境施策の推進及びその施策の総合調整

幹事（幹事会） : 区の先進的な環境施策の推進に関する調査検討

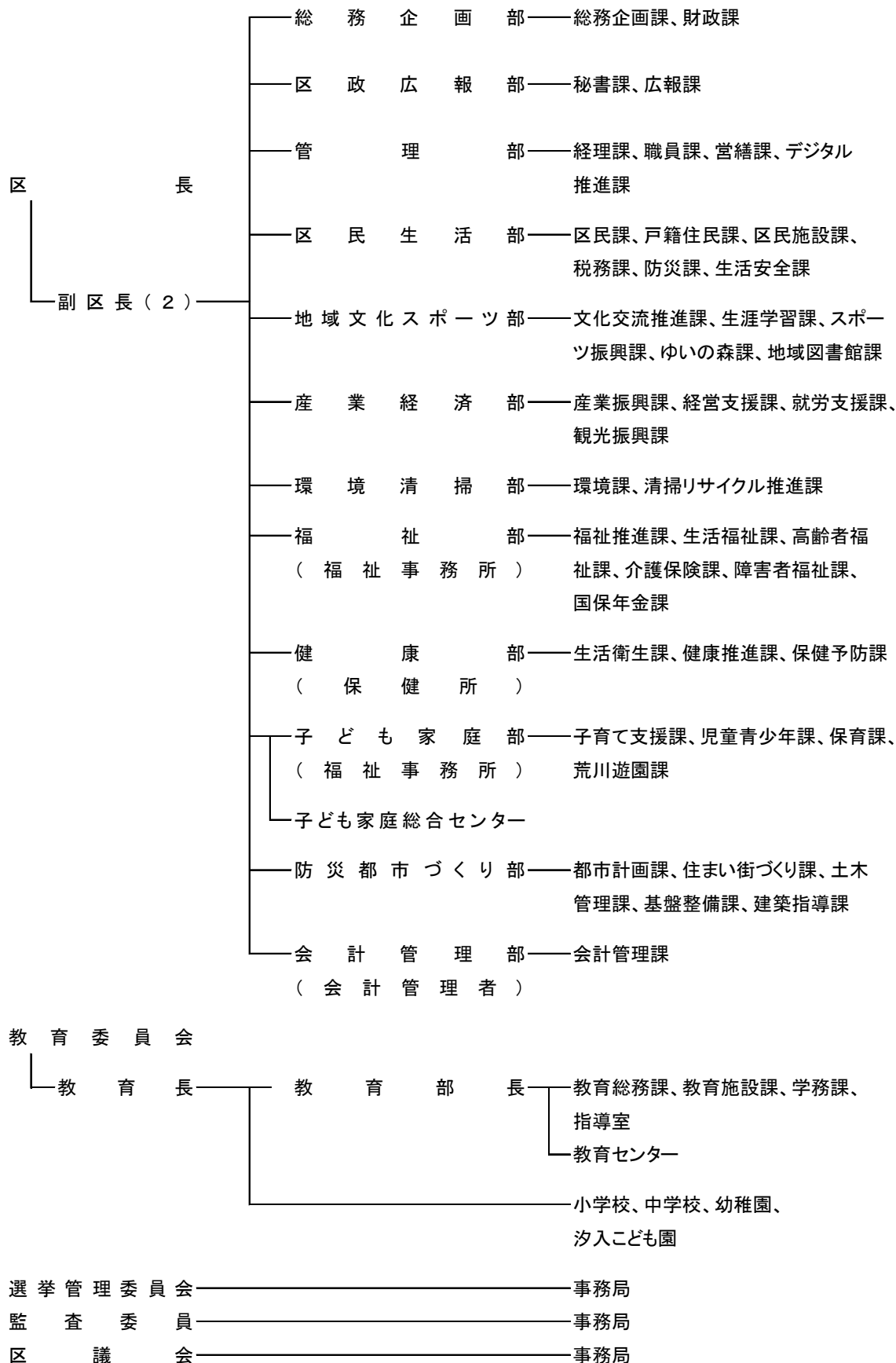
環境推進委員 : 部内の荒川区役所エコアクティブプランの推進と進行管理及び各推進員に対する指導・助言

環境推進員 : 課（事業所）内での荒川区役所エコアクティブプランの推進と進行管理

1-4 対象とする事務事業の範囲・施設

点検対象は、区の組織及び施設における全事務事業とします。

(1) 荒川区行政組織図（令和4年4月1日現在）



(2) 対象施設（令和4年度・施設用途別）

施設用途	施設名	施設用途	施設名
庁舎・ 区民事務所 7施設	荒川区役所本庁舎 荒川区役所北庁舎 荒川区役所分庁舎 南千住区民事務所 町屋区民事務所 尾久区民事務所 日暮里区民事務所	子育て支援施設 2施設	子ども家庭総合センター 子育て支援課分室
		保育園 19施設	第二南千住保育園 三河島保育園 荒川保育園 荒川さつき保育園 原保育園 東尾久保育園 熊野前保育園 西尾久みどり保育園 西尾久保育園 第二東日暮里保育園 ひぐらし保育園 西日暮里保育園 南千住さくら保育園 はなみずき保育園 汐入とちのき保育園 上尾久保育園 南千住保育園 南千住七丁目保育園 夕やけこやけ保育園
保健施設	荒川区がん予防・健康づくりセンター		
環境・清掃施設 4施設	あらかわエコセンター 清掃リサイクル事務所 南千住清掃車庫 あらかわりサイクルセンター		
文化・ スポーツ施設 16施設	サンパール荒川 ムーブ町屋 日暮里サニーホール 町屋文化センター 生涯学習センター 教育センター 荒川ふるさと文化館 荒川さつき会館 男女平等推進センター(アクト21) 荒川総合スポーツセンター あらかわ遊園スポーツハウス 区民運動場 東尾久運動場 南千住野球場 西新井橋野球場・少年運動場 日暮里地域活性化施設(ふらっとにっぽり)	こども園 1施設	汐入こども園
		幼稚園 8施設	南千住第二幼稚園 南千住第三幼稚園 町屋幼稚園 花の木幼稚園 尾久幼稚園 尾久第二幼稚園 日暮里幼稚園 東日暮里幼稚園
図書館 7施設	ゆいの森あらかわ 南千住図書館 町屋図書館 尾久図書館 日暮里図書館 汐入図書サービスステーション 冠新道図書サービスステーション	小学校・中学校 (併設学童クラブ・ にこにこすくーるを 含む)	瑞光小学校 第二瑞光小学校 第三瑞光小学校 汐入小学校 汐入東小学校 第六瑞光小学校 峡田小学校 第二峡田小学校 第三峡田小学校 第四峡田小学校 第五峡田小学校 第七峡田小学校 第九峡田小学校 尾久小学校 尾久西小学校 尾久第六小学校 赤土小学校 大門小学校 尾久宮前小学校 第一日暮里小学校 第二日暮里小学校 第三日暮里小学校 第六日暮里小学校 ひぐらし小学校 第一中学校 第三中学校 第四中学校 第五中学校 第七中学校 第九中学校 尾久八幡中学校 南千住第二中学校 原中学校 諏訪台中学校 南千住四丁目学童クラブ 南千住六丁目学童クラブ 日暮里学童クラブ ひぐらし小学童クラブ移転建物
ふれあい館・ ひろば館 28施設	南千住駅前ふれあい館 南千住ふれあい館 東日暮里ふれあい館 西日暮里ふれあい館 荒川山吹ふれあい館 荒木田ふれあい館 峡田ふれあい館 汐入ふれあい館 町屋ふれあい館 尾久ふれあい館 西尾久ふれあい館 石浜ふれあい館 夕やけこやけふれあい館 東尾久本町通りふれあい館 ひぐらしふれあい館 南千住区民事務所西部ひろば館 三河島ひろば館 花の木ひろば館 荒川六丁目ひろば館 町屋二丁目ひろば館 東尾久小沼ひろば館 東尾久ひろば館 東尾久三丁目ひろば館 熊野前ひろば館 宮の前ひろば館 西尾久みどりひろば館 西日暮里二丁目ひろば館 諏訪台ひろば館		

施設用途	施設名
福祉施設 10施設	精神障害者地域生活支援センター(アゼリア) 心身障害者福祉センター(たんぽぽセンター) 町屋三丁目障がい者就労支援施設(スタートまちや) 西日暮里六丁目障がい者支援施設 西尾久三丁目障がい者就労支援施設 障害者福祉会館(アクロスあらかわ) 尾久生活実習所 尾久生活実習所分場 荒川生活実習所 荒川福祉作業所
高齢者施設 15施設	特別養護老人ホームサンハイム荒川 特別養護老人ホームグリーンハイム荒川 特別養護老人ホーム花の木ハイム荒川 南千住中部在宅高齢者通所サービスセンター 荒川東部在宅高齢者通所サービスセンター 町屋在宅高齢者通所サービスセンター 東日暮里在宅高齢者通所サービスセンター グリーンハイム荒川在宅高齢者通所サービスセンター 花の木ハイム荒川在宅高齢者通所サービスセンター 荒川授産場 荒川老人福祉センター 西尾久七丁目住宅(さくらハイツ西尾久) 南千住二丁目住宅(さくらハイツ南千住) 西尾久三丁目住宅(さくらハイツ小台) 町屋七丁目住宅(さくらハイツ町屋)
公園施設 5施設	あらかわ遊園 荒川自然公園 土木管理事務所(南千住) 土木管理事務所(東日暮里) 区立公園・児童遊園・公衆トイレ
区外施設 2施設	下田臨海学園 清里高原ロッジ・少年自然の家
その他施設 34施設	町屋五丁目住宅 自転車置き場 南千住一丁目防災広場 南千住五丁目防災広場 南千住六丁目防災広場 荒川一丁目防災広場 荒川二丁目防災広場 荒川六丁目防災広場 荒川七丁目防災広場 町屋一丁目防災広場 町屋八丁目防災広場 東尾久二丁目防災広場 東尾久四丁目防災広場 東尾久五丁目防災広場 東尾久六丁目防災広場 東尾久八丁目防災広場 西尾久一丁目防災広場 西尾久二丁目防災広場 西尾久三丁目防災広場 西日暮里一丁目防災広場 東日暮里三丁目防災広場 町屋備蓄倉庫 尾久備蓄倉庫 日暮里備蓄倉庫 汐入公園防災備蓄倉庫 防災資器材備蓄倉庫 峡田安全・安心ステーション 町屋安全・安心ステーション 荒木田安全・安心ステーション 日暮里安全・安心ステーション 南千住駅東口指定喫煙所 日暮里駅前喫煙所 旧西日暮里在宅高齢者通所サービスセンター 尾竹橋施設
施設数合計	197施設

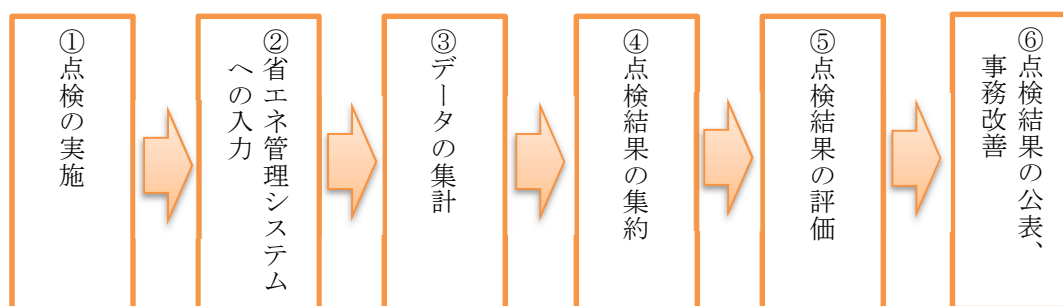
2 点検内容

2-1 環境負荷の確認（省エネ管理システム）

（1）省エネ管理システムを用いた点検手順

区各組織・施設では、事務事業にかかるエネルギー消費量等の点検を実施し、省エネ管理システムに数値を入力します。環境先進都市推進本部事務局（環境課）では、データを集計・集約し、環境先進都市推進本部にて、点検結果を評価します。

省エネ管理システムを用いた点検手順は次のとおりです。



（2）エネルギー消費量の把握

区各組織・施設で、省エネ管理システムに入力するエネルギー消費量等の量的データの項目は、次のとおりです。

- ① 電気使用量
- ② 都市ガス使用量
- ③ 燃料使用量
- ④ 水道使用量
- ⑤ 用紙等購入量
- ⑥ 廃棄物排出量
- ⑦ ごみ排出量

（3）「省エネ活動通信」の発行

四半期毎に「省エネ活動通信」を発行し、「電気」「ガス」「水道」の使用量について、全施設の前年度と今年度の同四半期を比較します。また、施設用途別にグルーピングを行い、用途別でも前年度との比較を行うことで、エネルギー使用量増減の傾向を分析します。

2-2 取組状況の把握・評価（あらかわEMS内部監査）

取組状況については、あらかわEMS内部監査にて把握します。あらかわEMS内部監査の実施にあたっては、環境清掃部係長級職員が内部監査リーダー、他部署の環境推進員をパートナーとし、各所管へのヒアリング及び現地調査を行います。



3 点検結果

3-1 荒川区役所エコアクティブプランに定めた環境評価指標（区有施設の延床面積 1㎡当たり）

荒川区役所エコアクティブプラン（令和 5 年 3 月改訂版）で定めた環境評価指標は、次のとおりです。

取組事項	目 標
① 温室効果ガス総排出量の削減	平成 25 年度比で令和 12 年度までに 54.5%以上削減する
② 電気使用量の削減	平成 25 年度比で令和 12 年度までに 10.9%以上削減する
③ 都市ガス使用量の削減	平成 25 年度比で令和 12 年度までに 10.9%以上削減する
④ 水道使用量の削減	平成 25 年度比で令和 12 年度までに 20.0%以上削減する
⑤ ガソリン、軽油等燃料使用量の削減	平成 25 年度比で令和 12 年度までに 10.9%以上削減する
⑥ 用紙等の購入量の削減	平成 25 年度と比べて増加しないようにする
⑦ 廃棄物排出量の削減	平成 25 年度比で令和 12 年度までに 16.2%以上削減する
⑧ ごみ排出量の削減	平成 25 年度比で令和 12 年度までに 11.7%以上削減する

※環境活動レポートでは、⑦廃棄物の排出量、⑧ごみ排出量を公園施設の排出量（剪定枝等）を除いた排出量で算定する。

3-2 環境目標の達成状況

(1) 区施設全体における総エネルギー使用量による比較

令和4年度の区施設全体における前年度（令和3年度）との増減比及び目標値の達成率は、次のとおりです。

電気使用量、廃棄物の排出量、ごみの排出量が前年度を上回った要因としては、令和3年度は新型コロナウイルスの感染防止対策として施設の利用制限や学校のオンライン授業への切り替え等の措置が実施されていましたが、令和4年度は制限が緩和され、文化・スポーツ施設、福祉施設等の利用者数が増加したこと、学校の登校制限が緩和されたことなどが挙げられます。

項目	単位	令和12年度 目標値 (a)	平成25年度 基準年	令和3年度 実績値	令和4年度 実績値 (b)	前年 比	令和4年度 達成率 (a÷b)
① 温室効果ガス 総排出量	t-CO ₂	7,757	16,504	14,030	12,834	-8.5%	60.4%
② 電気使用量	千kWh	23,482	25,496	28,432	28,671	+0.8%	81.9%
③ 都市ガス使用量	千m ³	1,463	1,589	1,733	1,692	-2.4%	86.5%
④ 水道使用量	千m ³	490	593	509	489	-4.0%	100.3%
燃料使用量 ※異なる燃料を ⑤ 比較するため、 単位をt-CO ₂ と する	t-CO ₂	987	1,072	1,061	668	-37.1%	147.8%
⑥ 用紙類の購入量	t	329	329	387	344	-11.1%	95.6%
⑦ 廃棄物の排出量	t	864	997	944	964	+2.1%	89.6%
⑧ ごみ排出量	t	580	635	610	622	+1.9%	93.2%

※1 各年度実績値については、小数点以下を四捨五入。

※2 ⑦廃棄物の排出量、⑧ごみ排出量は、公園施設の排出量（剪定枝等）を除く。

(2) 環境評価指標（区有施設の延床面積 1 m²あたり）における基準年との比較

環境評価指標は、エネルギーの消費量の値を、エネルギー使用量と密接な関係にある数値（区有施設延床面積 1 m²あたり）の単位量で算出した値です。

基準年である平成 25 年度と、令和 4 年度の区有施設延床面積の推移は次のとおりです。

区有施設延床面積の推移	平成 25 年度	令和 4 年度	増減率
区有施設延床面積 (m ²)	403, 158. 32	420, 046. 38	4. 2%

区施設全体におけるエネルギー消費量を各年度の区有施設延床面積 1 m²あたりで算出して比較した結果は次のとおりです。

各項目の詳細は 13 ページ以降に記載しています。

項目	単位	令和12年度 目標値 (a)	平成25年度 基準年	令和 3 年度 実績値	令和 4 年度 実績値 (b)	前年 比	令和 4 年度 達成率 (a÷b)
① 温室効果ガス 総排出量	kg-CO ₂ /m ²	18. 6	40. 9	33. 7	30. 6	-9. 2%	61. 0 %
② 電気使用量	kWh/m ²	56. 3	63. 2	68. 2	68. 3	+0. 1%	82. 6 %
③ 都市ガス使用量	m ³ /m ²	3. 5	3. 9	4. 2	4. 0	-3. 1%	87. 1 %
④ 水道使用量	m ³ /m ²	1. 2	1. 5	1. 2	1. 2	-4. 8%	101. 1 %
燃料使用量 ※異なる燃料 を比較するた め、単位をkg- CO ₂ とする	kg-CO ₂ /m ²	2. 4	2. 7	2. 5	1. 6	-37. 6%	149. 0 %
⑥ 用紙類の購入量	kg/m ²	0. 8	0. 8	0. 9	0. 8	-11. 7%	99. 6 %
⑦ 廃棄物の排出量	kg/m ²	2. 1	2. 5	2. 3	2. 3	+1. 3%	90. 3 %
⑧ ごみ排出量	kg/m ²	1. 4	1. 6	1. 5	1. 5	+1. 1%	94. 0 %

※1 各年度実績値については、小数点第二以下を四捨五入。

※2 ⑦廃棄物の排出量、⑧ごみ排出量は、公園施設の排出量（剪定枝等）を除く。

3-3 あらかわEMS内部監査の実施状況

環境配慮の取組状況は、年1回、現地確認とヒアリングによる内部監査にて確認します。
令和4年度の実施概要及び監査結果は、次のとおりです。

(1) 実施概要

- ① 実施日 令和4年12月7日～令和5年1月25日
- ② 対象 25件

総務企画部	総務企画課	教育委員会 事務局	学務課
区政広報部	秘書課		第二峡田小学校
管理部	経理課		南千住第二中学校
	職員課	議会事務局	
区民生活部	区民施設課	その他区施設	男女平等推進センター・ 熊野前ひろば館
	生活安全課		町屋図書館
地域文化スポーツ部	生涯学習課		東尾久小沼ひろば館
産業経済部	就労支援課		西尾久みどりひろば館
環境清掃部	環境課		荒川保育園・ 花の木ひろば館
福祉部	福祉推進課		第二南千住保育園
	高齢者福祉課		荒川区土木管理事務所
健康部	生活衛生課		
子ども家庭部	荒川遊園課		
防災都市づくり部	都市計画課		
	住まい街づくり課		

(2) 監査結果

項目	評価	A	B	C
		良好	概ね良好	要改善 (指摘事項)
省エネルギーの推進		24	1	0
省資源等の推進		16	9	0
法令の遵守及び職員の環境 保全意識の向上の推進		16	0	9

【優良事項】

(1) 省エネルギーの推進

- ・ 庁有車の予約状況を課内で共有できるよう予約管理表を作成し、相乗り等して使用抑制に努めている。
- ・ 日常の省エネ対策はしっかり行いながら、使用時間を短くする取組として時間外勤務を減らすという意識を課内で共有し、その結果、時間外勤務の削減にも成功している。
- ・ 職員の発案による「節電中の施設内装飾・壁紙の貼り替え」の自主的な取組は、節電中でも明るさを体感でき、利用者である子ども等が楽しくなる仕掛けを施したことにより利用者の増加につなげた、職員の意欲・努力による有意義な取組であり高く評価できる。

- ・ 職員だけでなく議員の方々にも省エネの協力を得ていた。また、本会議場等も照明をLEDに変え省エネに努めていた。

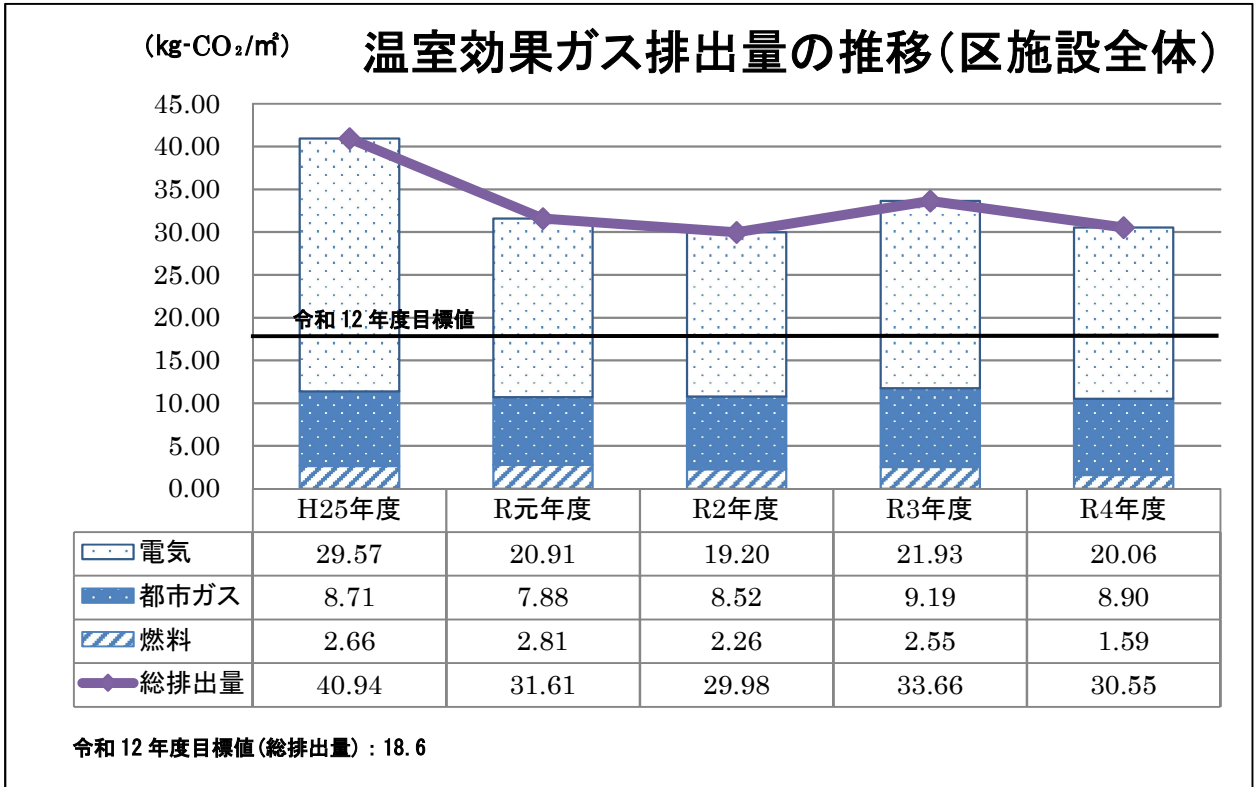
(2) 省資源の推進

- ・ 「アトムスを活用した職員関係手続きの電子化」は、全職員に関するものであり、ペーパーレス化の推進に大きく寄与している。
- ・ 職員が楽しく正しく分別するためのポスターやフローチャートを独自に作成するだけでなく、それらが有効に機能するように、掲示場所を職員の目につきやすい場所や動線上に配置するなどの工夫を行っている。
- ・ エネルギー消費が相対的に大きいプール施設の運用について、臨機応変にエネルギー消費量及び水道使用量を削減しており、大きな省エネ効果を生み出している。
- ・ 園内にデジタルサイネージを設置し、紙による案内を減らしている。
- ・ 1万部を超えない印刷物についても、可能な限り資材確認票や環境配慮チェックシートをつけるよう、委託業者に依頼している。
- ・ 職員会議をペーパーレスで行う、保護者向けのお知らせをメールやHPに掲載で行う等、ITを活用し、コピー用紙の購入量を大幅に削減している。



4 項目別の分析・省エネの取組状況

4-1 温室効果ガス総排出量について



温室効果ガス排出量は、区有施設延床面積 1 m²あたりで前年度と比較して減少し、平成 25 年度と比較すると減少 (▲25.4%) しました。

令和 4 年度は、電気の高圧施設において温室効果ガス排出係数の低い電気事業者から受電したため、前年度と比べ電気の使用量は増加したものの温室効果ガスの排出量は減少しています。

温室効果ガスは、電気使用量、都市ガス使用量、燃料使用量に、各項目の CO₂ 排出係数を乗じた数値を合算して算出しています。算出方法及び各エネルギーの排出係数は次のとおりです。

【温室効果ガス総排出量算出方法】

$$\begin{aligned}
 \text{温室効果ガス総排出量}[\text{kg-CO}_2] &= \text{電気使用量} \times \text{電気の CO}_2\text{排出係数} \\
 &+ \text{都市ガス使用量} \times \text{都市ガスの CO}_2\text{排出係数} \\
 &+ \text{燃料使用量} \times \text{燃料の CO}_2\text{排出係数}
 \end{aligned}$$

【各エネルギーの CO₂ 排出係数】

電気	電気事業者が販売する電気 1kWh あたりの CO ₂ 排出量で、環境省が毎年度公表している「電気事業者別基礎排出係数・調整後排出係数」の基礎排出係数を使用
都市ガス	都市ガス 1 m ³ を燃焼した際の CO ₂ 排出量で、東京ガスネットワーク株式会社公表値 (2.21t-CO ₂ /千m ³) を使用
燃料	燃料 10を消費する際の CO ₂ 排出量で、環境省公表値 (ガソリン : 2.32 t-CO ₂ /kℓ、軽油 : 2.58 t-CO ₂ /kℓ、天然ガス : 2.22 t-CO ₂ /千m ³ 、灯油 : 2.49t-CO ₂ /kℓ、液化石油ガス (LPG) : 3.00t-CO ₂ /kℓ、A重油 : 2.71t-CO ₂ /kℓ) を使用

温室効果ガス排出量の推移（区施設全体）のグラフから判るように、温室効果ガスの排出量の約6割は、電気の使用によるものとなっています。このため、温室効果ガスの排出量を減らすための有効な取組として、地道な省エネ活動に加え、CO₂排出係数に配慮した電力事業者からの電力調達、各施設の設備改修計画における空調・照明・ボイラー設備等への省エネ設備の切替えが挙げられます。

区が電力供給を受けた事業者の排出係数と、令和4年度の区施設全体の電気事業者別電気使用量の割合は、次のとおりです。なお、対象期間のCO₂排出量の計算には、その前年度の排出係数を使用します。

【区が電力供給を受けた事業者のCO₂排出係数】

（単位：kg-CO₂/kWh）

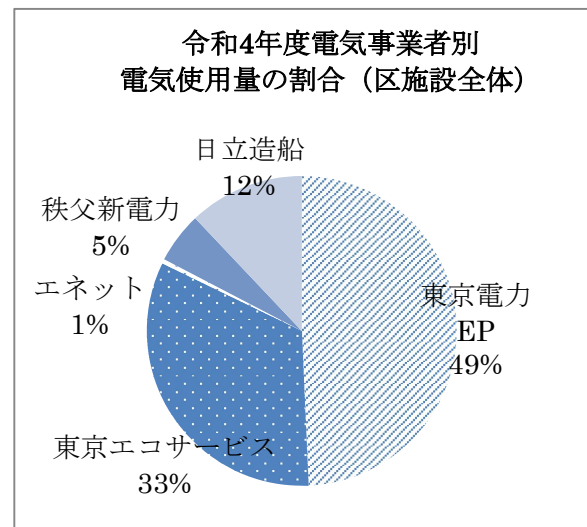
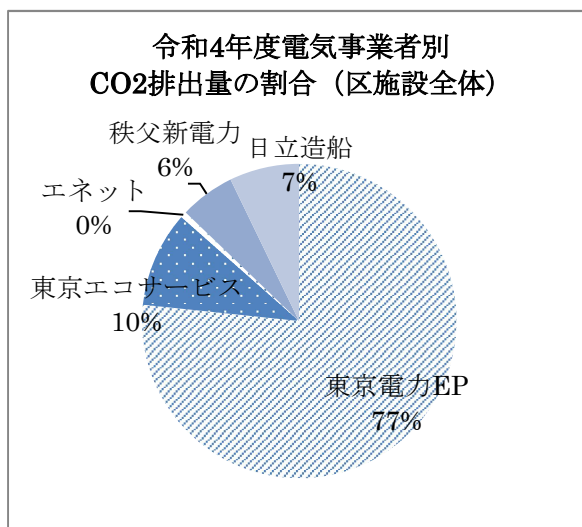
事業者名	H25年度※2	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度
東京電力エナジーパートナー株式会社※1	0.531	0.468	0.457	0.447	0.457
東京エコサービス株式会社	0.08	0.086	0.052	0.105	0.088
株式会社エネット	0.423	0.426	0.391	0.373	0.405
秩父新電力株式会社	—	—	0.306	0.331	0.314
日立造船株式会社	—	—	—	—	0.175

※1 東京電力エナジーパートナー株式会社は、平成28年4月1日に東京電力株式会社より小売電気事業を承継した。

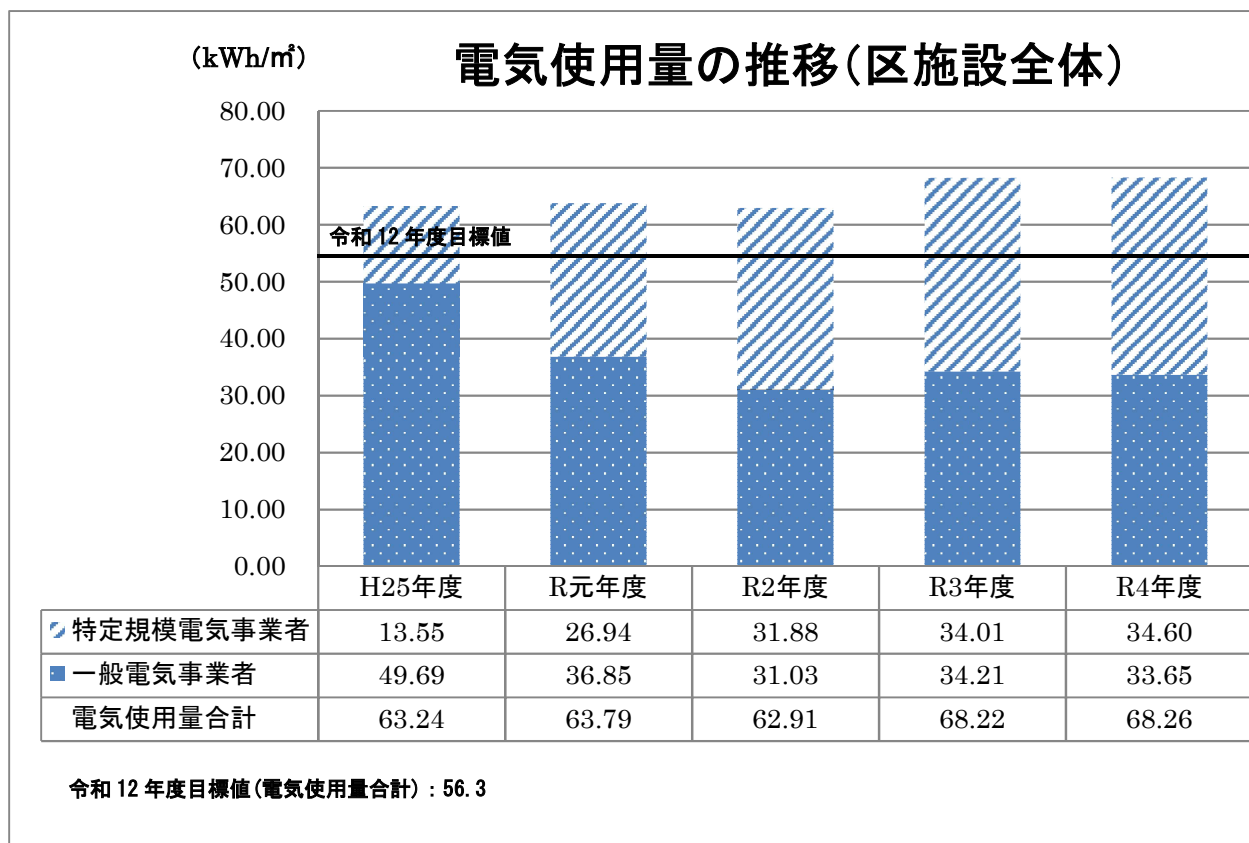
※2 基準年度は平成25年度実績の電気事業者別基礎排出係数を使用。他の年度は前年度実績を使用。

【電力一括調達の取組に伴う効果について】

高圧施設数	18
低圧施設数	70
CO ₂ 削減量	1,193,174 kg-CO ₂
CO ₂ 削減率	14.1%



4-2 電気使用量について



電気使用量は、区有施設延床面積1㎡あたりで、基準年度である平成25年度と比較して増加(7.9%)となりました。令和4年度は前年度と比べ施設の新設・再開や、新型コロナウイルス感染症対応の行動制限の緩和が重なり、使用量はやや増加しています。

電気使用量については、施設数の増加及び利用者数の増加による区独自の要因の他に、気候等の影響を受けやすいところがあります。なお、令和4年度は前年度と比べ、冬季の平均気温が高かったものの夏季の平均気温は高く、室温調節のための電気使用が多かったことも使用量が横ばいの一因と考えられます。

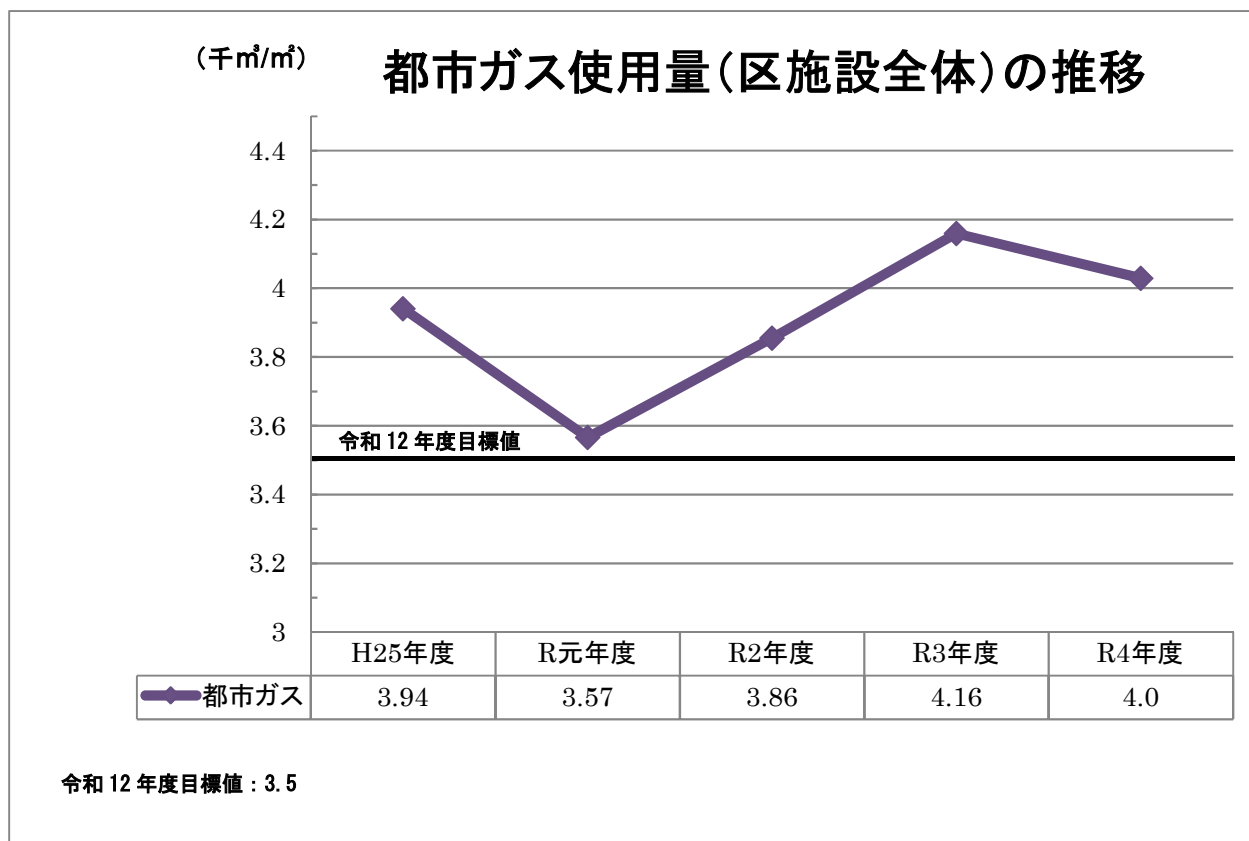
・平均気温(℃)

	H25年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度
夏季	27.2	25.9	25.9	25.2	26.4
冬季	7.7	8.7	8.6	7.2	8.4

各施設では、電力量削減について以下の取組が積極的に行われています。電気の使用量を削減するために、省エネ努力の継続が重要です。

取組事例	<ul style="list-style-type: none"> ▼使用していない部屋や廊下等のこまめな消灯 ▼昼休み・時間外業務時の必要箇所以外の消灯 ▼空調使用時の温度計を利用した室温管理 ▼サーキュレーター、扇風機の併用 ▼ブラインドの活用 ▼クールビズ・ウォームビズの推奨 ▼PCの省電力モードでの運用の徹底
------	--

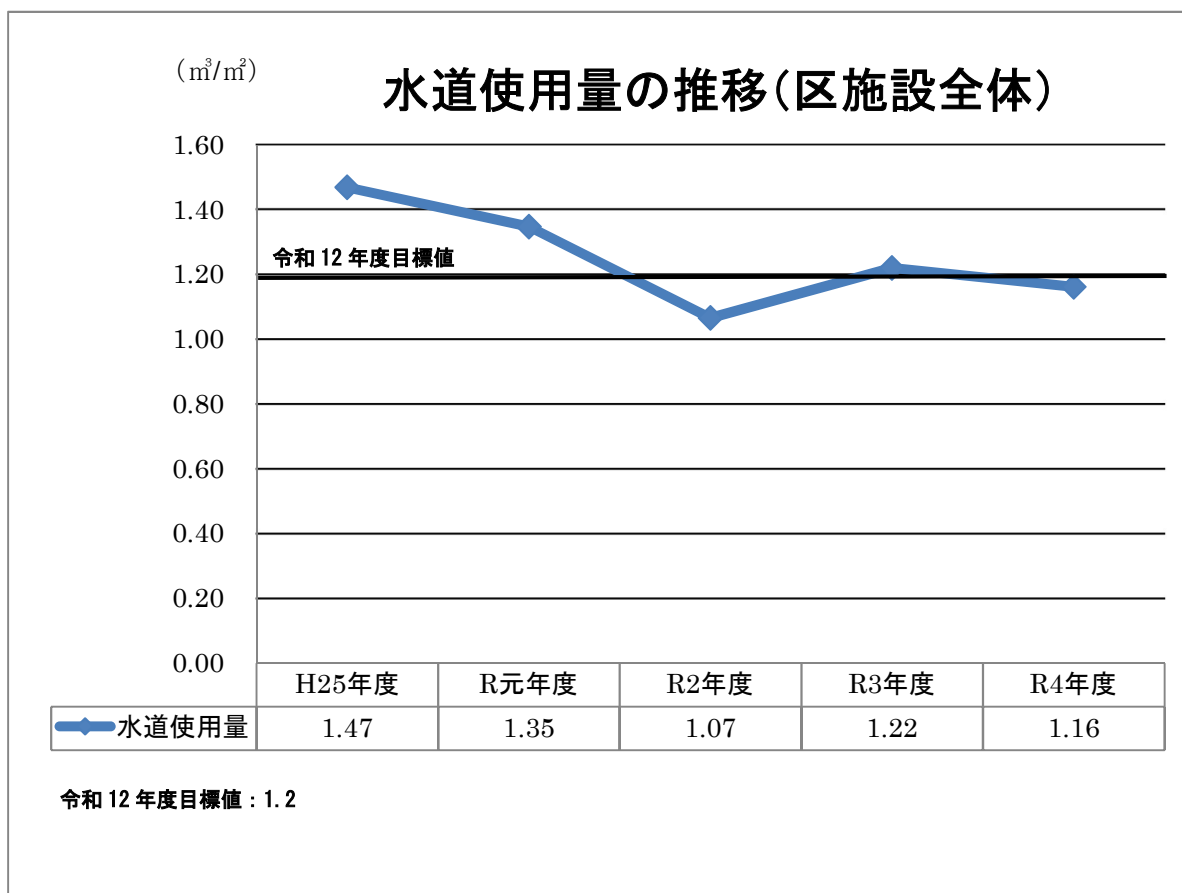
4-3 都市ガス使用量について



都市ガス使用量は、区有施設延床面積1 m^2 あたりで、基準年度である平成25年度と比較して増加(2.2%)となりました。大型施設の空調は電気ではなく、ガスヒートポンプ方式を採用しています。令和4年度は、前年度と比べ冬季の気温が高く、室温調節のためのガス使用が少なかったため、前年度からは減少しました。各施設においては、以下の取組が積極的に行われています。

取組事例	<ul style="list-style-type: none"> ▼空調使用時の温度計を利用した室温管理 ▼サーキュレーター、扇風機の併用 ▼ブラインドの活用 ▼クールビズ・ウォームビズの推奨
------	---

4-4 水道使用量について

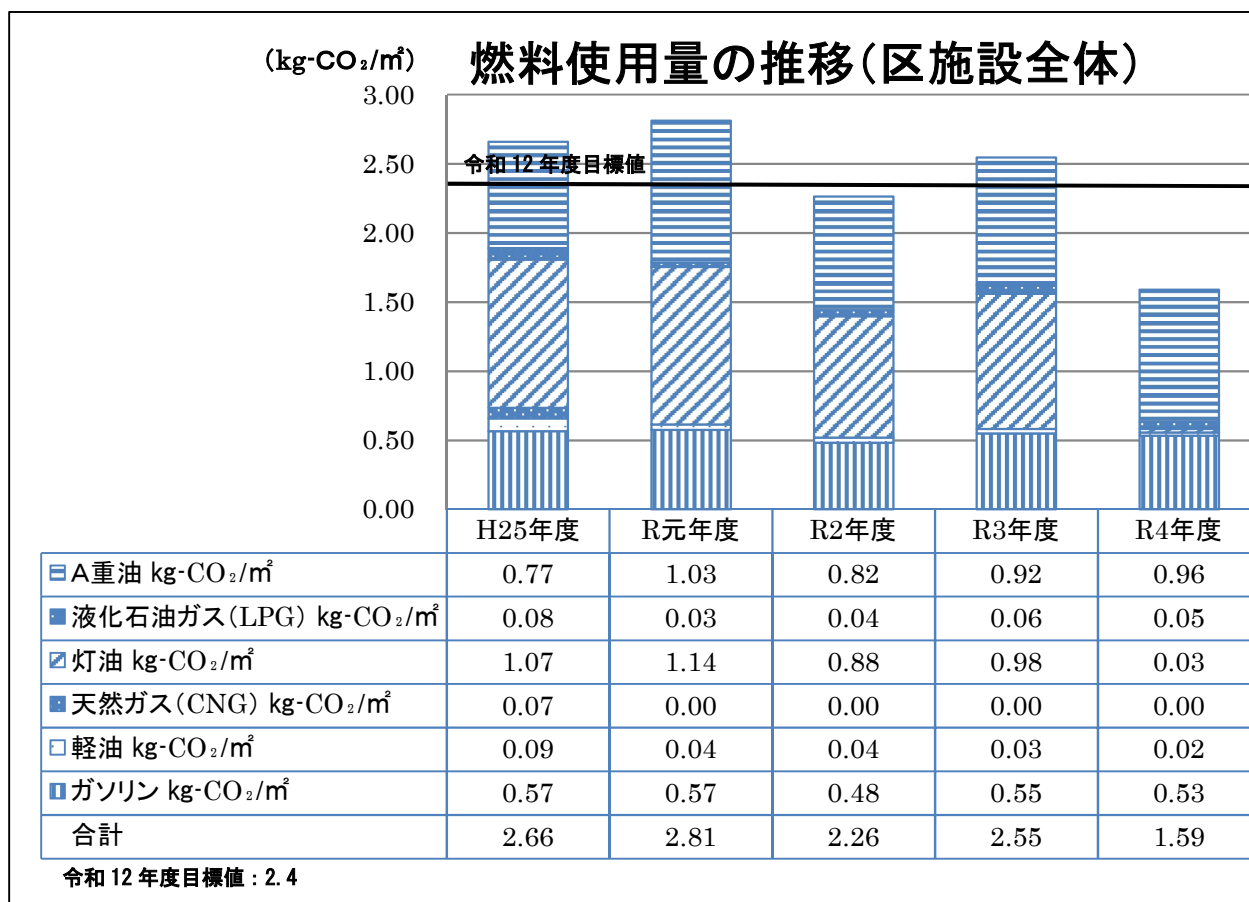


水道使用量は、区有施設延床面積1㎡あたりで、基準年度である平成25年度と比較して減少(▲20.9%)となりました。令和3年度はプールの授業が再開されたこと等により使用量が増加し、令和4年度においては宿泊施設等の廃止によって使用量が減少したと考えられます。

なお、令和4年度使用量は令和12年度目標値をすでに下回っており、これまでの取組の成果が表れています。

取組事例	<ul style="list-style-type: none"> ▼水道メーター確認による漏水のチェックの徹底、注意喚起 ▼張り紙等による節水意識の啓発
------	--

4-5 燃料使用量について



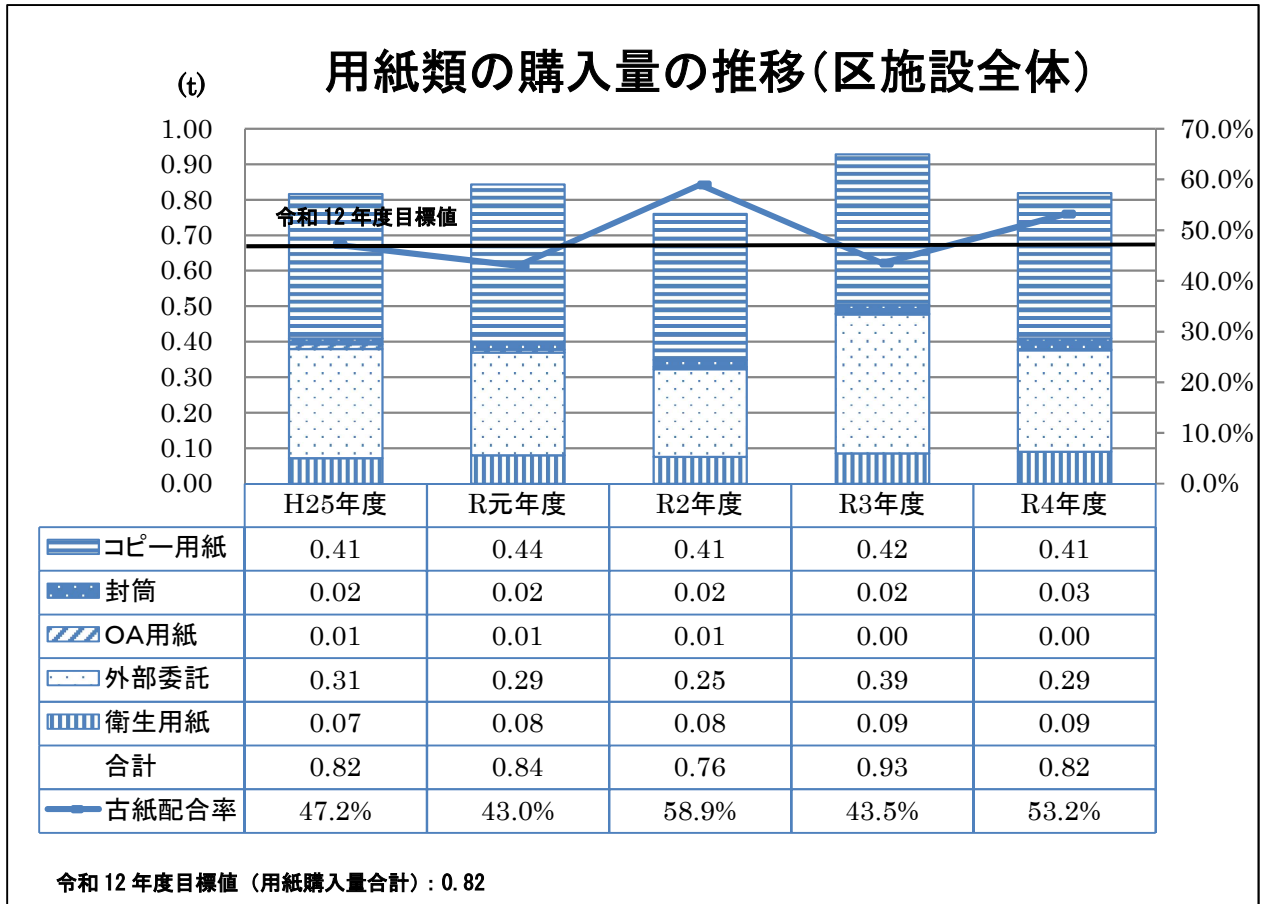
※異なる燃料を比較するため、単位をkg-CO₂/m²としています。

燃料使用量は、区有施設延床面積1㎡あたりで、基準年度である平成25年度と比較して減少(▲40.2%)となりました。なお、前年度と比べて減少している理由としては、令和4年度において区外宿泊施設が廃止され、灯油の使用量が減少したことが挙げられます。他の項目は横ばい傾向にあるため、エコドライブや効率の良い走行ルートを採用等、各種取組を行うことが重要です。

なお、現在区が保有している車両は、電気自動車等、すべて低公害車となっているほか、各施設においては、以下の取組が積極的に行われています。

取組事例	<ul style="list-style-type: none"> ▼課内の車両の使用予定を確認し、相乗りするなどの使用抑制 ▼燃費の良い低公害車の採用 ▼エコドライブの推進 ▼自転車の積極的活用
------	---

4-6 用紙類の購入量について



用紙類の購入量は、区有施設延床面積1㎡あたりで、基準年度である平成25年度と比較してわずかに増加(0.4%)となりました。

用紙類の購入量は、近年は目標値に近い値で推移しています。令和4年度は、前年度の区民へ多量に頒布する広報物の発行がないため、前年度と比べ外部委託での用紙類購入量が減り、全体の購入量は減少しました。

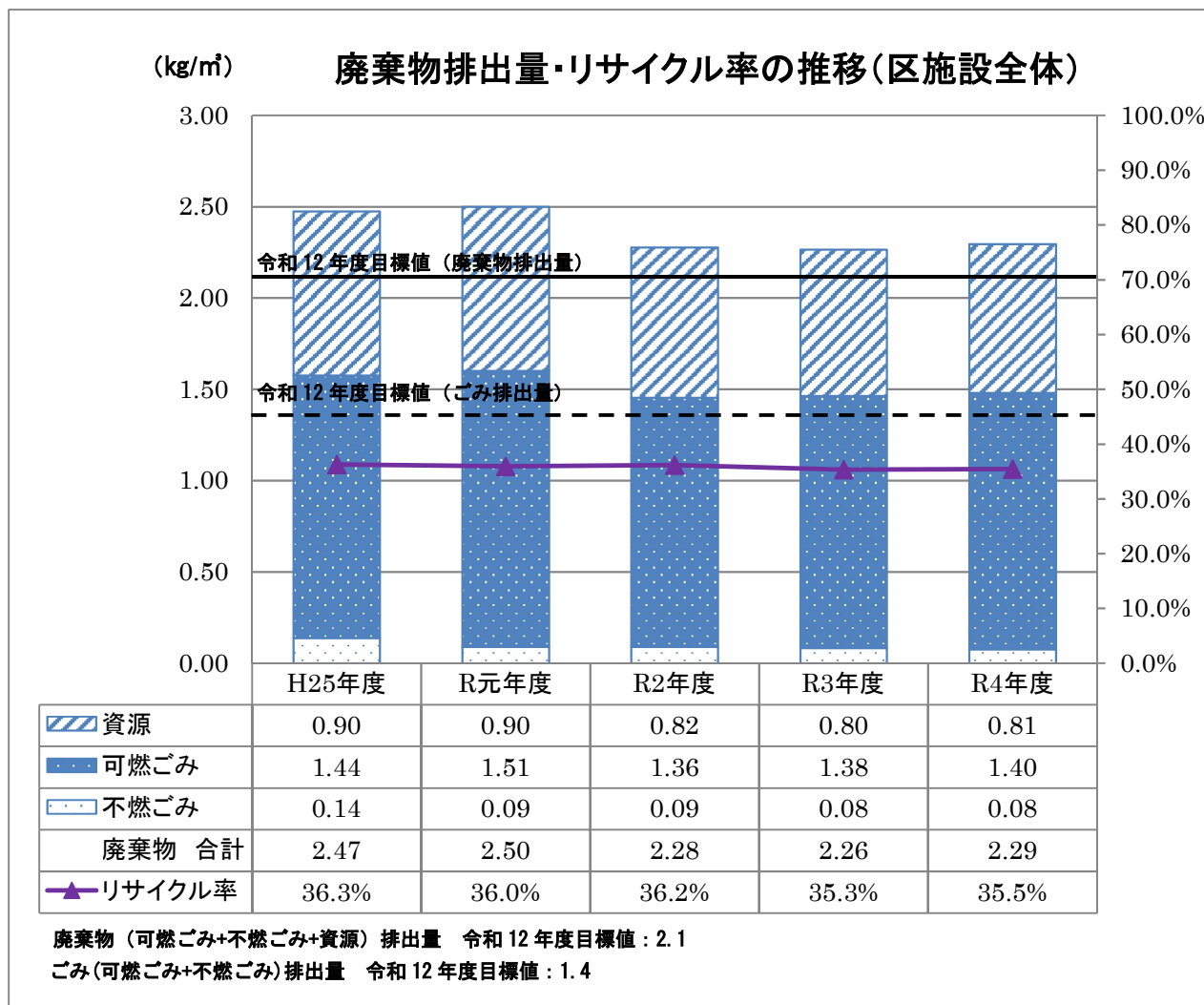
古紙配合率は、用紙類購入量のうち、古紙が占める割合を算出した値です。古紙配合率の算出方法は次のとおりです。

$$\text{古紙配合率} = \frac{\text{各施設における古紙を含む用紙類購入量} \times \text{古紙配合率の総計}}{\text{区有施設全体の用紙類購入量}} \times 100$$

なお、庶務事務システム(ATOMS)の導入や、タブレット機器の使用による庁内会議資料の一部電子化等により、用紙類購入量の削減を図っています。また、各施設においては、以下の取組が積極的に行われています。

取組事例	<ul style="list-style-type: none"> ▼職員向けの連絡事項を、職員ポータル・グループウェアシステムの連絡通知やメッセージを使用して用紙使用量を削減 ▼裏紙、両面印刷、2アップ印刷等の活用 ▼電子決裁の推進
------	---

4-7 廃棄物・ごみの排出量、リサイクル率について



廃棄物排出量は、区有施設延床面積 1㎡あたりで、基準年度である平成25年度と比較して減少(▲7.2%)となりました。令和3年度と比較し若干の増加となった理由としては、新型コロナウイルス感染症対応の行動制限の緩和によって、文化施設、高齢者施設において利用者数が増加したことが挙げられます。また、項目別に見るとほぼ横ばい傾向にあるため、今後も引き続き、各ごみの削減及び資源の分別の徹底を図っていくことが重要です。

廃棄物排出量は、ごみ(可燃・不燃)と資源の排出量の合算を指します。リサイクル率は、廃棄物の排出量のうち、資源量が占める割合を算出した値です。リサイクル率の算出方法は次のとおりです。

$$\text{リサイクル率} = \frac{\text{[排出された資源の量]}}{\text{[廃棄物(可燃ごみ+不燃ごみ+資源)排出量]}} \times 100$$

各施設においては、以下の取組が積極的に行われています。

取組事例	<ul style="list-style-type: none"> ▼リサイクル意識の啓発・徹底 ▼修繕で使用可能なものはごみにしないで再利用する ▼消耗品は詰め替えやカートリッジ式等の省資源包装のものを使用する
------	--

5 環境配慮推進の新たな取組（令和5年度の新規施策）

5-1 森林整備事業の実施

二酸化炭素吸収量を増やして地球温暖化を防ぐ取組として、令和4年度から交流都市である福島県福島市の自然林を活用した森林整備を行っています。整備する森林は「あらかわの森」と名付け、今後、区民の皆さんが自然に触れることができる場として提供します。

令和5年度は、福島市の植樹ツアーのほかに、山梨県甲府市、新潟県村上市で森林体験ツアーを実施します。また、都内12区市町村と東京都が連携して、森林環境譲与税を活用して多摩地域の森林整備を進める「多摩の森」活性化プロジェクトへ参加しています。複数の自治体が一体的に森林整備を行う取組は、全国初となります。

本事業にかかる経費は、森林整備に関する施策等の実施のため国から交付される森林環境譲与税を財源として活用しています。

■ 甲府市連携事業「甲府市森林体験ツアー」令和5年5月27日 参加者数：12名

■ 村上市連携事業「鮭のまちで学ぶ森林・自然体験ツアー」

令和5年10月28日～29日 参加者数：親子10組20名

■ 福島市連携事業「親子でつくる「あらかわの森」植樹ツアー」

令和5年11月11日～12日 参加者数：親子16組32名

■ 都内広域連携事業「多摩の森」活性化プロジェクトへの参加

- ・多摩の森の整備及び保全、カーボンオフセット（二酸化炭素吸収量の認証）
- ・多摩の森を活用した、林業作業、自然観察その他の体験活動
- ・多摩の森で産出される間伐材他木材の活用



▲甲府市森林体験ツアーの様子



▲親子でつくる「あらかわの森」植樹ツアーの様子

5-2 ZEH（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）住宅への助成の新設

住宅の省エネルギー化及び創エネルギー化を促進し、脱炭素社会実現に寄与することを目的として、ネット・ゼロ・エネルギーハウス（ZEH）またはLCCM（ライフ・サイクル・カーボン・マイナス）住宅を購入した方に、助成金を交付します。

5-3 高断熱窓への改修に対する助成の拡充

既存の窓を複層ガラスや二重窓に改修する工事を行うことで、冷暖房の省エネ効果を高め室内温度を快適に保ちます。内窓設置、外窓交換、ガラス交換が対象です。助成金額、助成金額の限度額を増額することで、機器の導入をより一層推進し、家庭部門からの温室効果ガス排出量の削減を図っています。

6 参考資料

6-1 環境活動の取組経緯

平成 7 年	3 月	「地球に配慮した荒川区行動指針」策定
平成 11 年	3 月	「荒川区役所環境配慮率先行動計画」策定(平成 13 年 3 月改定)
平成 13 年	3 月	「荒川区環境配慮行動計画」策定
平成 16 年	3 月	「荒川区環境基本計画」策定
平成 17 年	5 月	「エコアクション 21」認証・登録(本庁舎)
平成 19 年	7 月	荒川区環境先進都市推進本部設置
平成 20 年	9 月	新たな「荒川区環境基本計画」策定
	12 月	「荒川区役所環境配慮率先行動プラン」策定、 「あらかわ環境アクションプラン」策定、「荒川区環境基本条例」制定
平成 21 年	4 月	環境審議会設置
平成 22 年	10 月	「荒川区低炭素地域づくり計画」策定
平成 23 年	3 月	荒川区節電本部設置
平成 25 年	12 月	「エコアクション 21」認証・登録の範囲を全区施設へ拡大
平成 26 年	3 月	「荒川区役所環境配慮率先行動プラン」改定
平成 27 年	4 月	荒川区節電本部廃止 ※以降は環境先進都市推進本部が引き継ぐ
平成 27 年	12 月	独自の環境経営システム「あらかわEMS」運用開始
平成 28 年	3 月	「荒川区低炭素地域づくり計画」改定、 「荒川区役所環境配慮率先行動プラン」を「荒川区役所エコアクティブプラン」 に改称
平成 30 年	3 月	「荒川区役所エコアクティブプラン(平成 30 年度～平成 39 年度)」策定
令和 3 年	3 月	「荒川区地球温暖化対策実行計画」策定
	6 月	2050 年までに温室効果ガス排出量を実質ゼロにする「ゼロカーボンシティ」 を目指すことを表明
	10 月	「荒川区環境基本条例」改正
令和 5 年	3 月	「荒川区地球温暖化対策実行計画」改定、 「荒川区役所エコアクティブプラン(令和 5 年度～令和 12 年度)」改定
	4 月	「荒川区地球温暖化対策推進条例」施行

6-2 環境関連法規

法規名称	概要	施行	改正
消防法	火災を予防し、警戒し及び鎮圧し、国民の生命、身体及び財産を火災から保護するとともに、火災又は地震等の災害による被害を軽減するほか、災害等による傷病者の搬送を適切に行い、安寧秩序を保持する。	昭和23年7月24日	令和4年6月17日 法律第68号
毒物及び劇物取締法	毒物及び劇物について、保健衛生上の見地から必要な取締を行うことを目的とする。	昭和25年12月28日	令和4年6月17日 法律第68号
大気汚染防止法	工場及び事業場における事業活動並びに建築物等の解体等に伴うばい煙、揮発性有機化合物及び粉じんの排出等を規制し、有害大気汚染物質対策の実施を推進し、並びに自動車排出ガスに係る許容限度を定める。	昭和45年11月1日	令和4年6月17日 法律第68号
騒音規制法	工場及び事業場における事業活動並びに建設工事に伴って発生する相当範囲にわたる騒音について必要な規制を行なうとともに、自動車騒音に係る許容限度を定める。	昭和45年11月1日	令和4年6月17日 法律第68号
水質汚濁防止法	工場及び事業場から公共用水域に排出される水の排出及び地下に浸透する水の浸透を規制するとともに、生活排水対策の実施を推進すること等により、公共用水域及び地下水の水質の汚濁の防止を図る。	昭和46年6月24日	令和4年6月17日 法律第68号
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	廃棄物の排出を抑制し、及び廃棄物の適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理をし、生活環境を清潔にすることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的とする。	昭和46年9月24日	令和4年6月17日 法律第68号
悪臭防止法	工場その他の事業場における事業活動に伴って発生する悪臭について必要な規制を行い、悪臭防止対策を推進する。	昭和47年5月31日	令和4年6月17日 法律第68号
都市緑地法	都市における緑地の保全及び緑化の推進に関し必要な事項を定めることにより、都市公園法その他の都市における自然的環境の整備を目的とする法律と相まり、良好な都市環境の形成を図る。	昭和49年2月1日	令和4年6月17日 法律第68号
振動規制法	工場及び事業場における事業活動並びに建設工事に伴い発生する相当範囲にわたる振動について必要な規制を行うとともに、道路交通振動に係る要請の措置を定める。	昭和51年12月1日	令和4年6月17日 法律第68号
エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律(省エネ法)	工場等、輸送、建築物及び機械器具等についてのエネルギーの使用の合理化に関する所要の措置、電気の需要の最適化に関する所要の措置その他非化石エネルギーを含めた全てのエネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換を総合的に進めるために必要な措置等を講ずる。	昭和54年10月1日	令和5年4月1日 法律第46号

法規名称	概要	施行	改正
環境基本法	環境の保全について、基本理念を定め、環境の保全に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進する。	平成5年11月19日	令和3年9月1日 法律第36号
容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（容器包装リサイクル法）	容器包装廃棄物の排出の抑制並びにその分別収集及びこれにより得られた分別基準適合物の再商品化を促進するための措置を講ずる。	平成7年12月15日	平成23年8月30日 法律第105号
新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法	経済的社会的環境に応じたエネルギーの安定的かつ適切な供給の確保に資するため、新エネルギー利用等についての国民の努力を促すとともに、新エネルギー利用等を円滑に進めるために必要な措置を講ずる。	平成9年6月23日	平成26年6月13日 法律第67号
地球温暖化対策の推進に関する法律（地球温暖化対策法）	地球温暖化対策に関し、地球温暖化対策計画を策定するとともに、社会経済活動その他の活動による温室効果ガスの排出の抑制等を促進するための措置を講ずる。	平成11年4月8日	令和5年4月1日 法律第46号
自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法	大気汚染が著しい特定の地域について、自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の総量の削減に関する基本方針及び計画を策定し、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質による大気汚染に係る環境基準の確保を図る。	平成12年4月1日	令和2年4月1日 法律第14号
循環型社会形成推進基本法	循環型社会の形成について基本原則を定め、循環型社会形成推進基本計画の策定その他循環型社会の形成に関する施策の基本となる事項を定める。	平成12年6月2日	平成24年6月27日 法律第47号
建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）	特定の建設資材の分別解体等及び再資源化等を促進するための措置を講ずるとともに、解体工事業者について登録制度を実施すること等により、資源の有効な利用の確保及び廃棄物の適正な処理を図る。	平成12年11月30日	令和4年6月17日 法律第68号
国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）	国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人による環境物品等の調達の推進、環境物品等に関する情報の提供その他の環境物品等への需要の転換を促進するために必要な事項を定める。	平成13年1月6日	令和3年9月1日 法律第36号
特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）	特定家庭用機器の小売業者及び製造業者等による特定家庭用機器廃棄物の収集及び運搬並びに再商品化等に関し、これを適正かつ円滑に実施するための措置を講ずる。	平成13年4月1日	令和2年4月1日 法律第61号
ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法	ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管、処分等について必要な規制等を行うとともに、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理のための必要な体制を速やかに整備することにより、その確実かつ適正な処理を推進する。	平成13年7月15日	令和4年6月17日 法律第68号

法規名称	概要	施行	改正
使用済自動車の再資源化等に関する法律（自動車リサイクル法）	自動車製造業者等及び関連事業者による使用済自動車の引取り及び引渡し並びに再資源化等を適正かつ円滑に実施するための措置を講ずる。	平成15年1月11日	令和5年6月16日 法律第63号
土壌汚染対策法	土壌の特定有害物質による汚染の状況の把握に関する措置及びその汚染による人の健康に係る被害の防止に関する措置を定めること等により、土壌汚染対策の実施を図る。	平成15年2月15日	令和4年6月17日 法律第68号
環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律	環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組について基本理念を定め、基本方針の策定その他の環境保全活動の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に必要な事項を定める。	平成15年10月1日	平成23年6月15日 法律第67号
環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律	事業活動に係る環境配慮等の状況に関する情報の提供及び利用等に関し、特定事業者による環境報告書の作成及び公表に関する措置等を講ずる。	平成17年4月1日	平成17年7月26日 法律第87号
国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（環境配慮契約法）	国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関し、基本方針の策定その他必要な事項を定めることにより、国等が排出する温室効果ガス等の削減を図る。	平成19年5月23日	令和3年9月1日 法律第36号
荒川区環境基本条例	環境の保全について基本理念を定め、環境の保全に関する施策の基本的な事項を定めることにより、その施策を総合的、計画的かつ効果的に推進する。	平成21年1月1日	令和3年10月25日 条例第26号
フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（フロン排出抑制法）	フロン類の大気中への排出を抑制するため、フロン類の使用の合理化及び特定製品に使用されるフロン類の管理の適正化に関する指針並びにフロン類及びフロン類使用製品の製造業者等並びに特定製品の管理者の責務等を定め、フロン類の使用の合理化及び特定製品に使用されるフロン類の管理の適正化のための措置を講ずる。	平成27年4月1日	令和4年6月17日 法律第68号
建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（建築物省エネ法）	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する基本的な方針の策定について定めるとともに、一定規模以上の建築物の建築物エネルギー消費性能基準への適合性を確保するための措置、建築物エネルギー消費性能向上計画の認定その他の措置を講ずる。	平成28年4月1日	令和4年6月17日 法律第68号

法規名称	概要	施行	改正
気候変動適応法	気候変動適応に関する計画の策定、気候変動影響及び気候変動適応に関する情報の提供、熱中症対策の推進その他必要な措置を講ずる。	平成30年12月1日	令和5年6月1日 法律第23号
食品ロスの削減の推進に関する法律	食品ロスの削減に関し、国、地方公共団体等の責務等を明らかにするとともに、基本方針の策定その他食品ロスの削減に関する施策の基本となる事項を定めること等により、食品ロスの削減を総合的に推進する。	令和元年10月1日	—
プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律	国内外におけるプラスチック使用製品の廃棄物をめぐる環境の変化に対応して、プラスチックに係る資源循環の促進等を図るため、プラスチック使用製品の使用の合理化、プラスチック使用製品の廃棄物の市町村による再商品化並びに事業者による自主回収及び再資源化を促進するための制度の創設等の措置を講ずる。	令和4年4月1日	令和4年6月17日 法律第68号

6-3 国、東京都の計画と目標値

-	計画名称	概要	温室効果ガス 排出量 削減目標	策定または 閣議決定	改定
国	地球温暖化対策計画	地球温暖化対策の総合的かつ計画的な推進を図るため、政府が地球温暖化対策法に基づいて策定する地球温暖化に関する総合計画である。温室効果ガスの排出抑制及び吸収の目標、事業者、国民が講ずべき措置に関する基本的事項、目標達成のために国、地方公共団体が講ずべき施策等について記載している。	2030年度において 46%削減 (2013年度比)	平成28年 5月13日 閣議決定	令和3年 10月22日 閣議決定
東京都	ゼロエミッション 東京戦略2020 Update & Report	2019年12月に、2050年CO ₂ 排出実質ゼロに向けた「ゼロエミッション東京戦略」を策定・公表した。2030年までに都内温室効果ガス排出量を半減する「カーボンハーフ」と、再生可能エネルギーによる電力利用割合を50%程度まで高めることを表明するとともに、新たに2030年に向けた社会変革のビジョン「2030・カーボンハーフスタイル」を提起している。	2030年度において 50%削減 (2000年度比)	令和3年3月 策定	—

荒川区役所環境活動レポート 令和4年度版

登録 (05)0073 号

令和5年12月4日登録・発行

編集・発行 荒川区環境清掃部環境課

荒川区荒川一丁目53番20号（あらかわエコセンター）

電話 (3802) 3111 内線 482



この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



持続可能な開発目標（SDGs）は、貧困や平等、格差、気候変動などのさまざまな問題を根本的に解決することを目指す、世界共通の17の目標です。